



1971年10月12日
第133号
発行 新潟県巻町役場
新 代 表 工 組 光 課
電 話 商 3131
編 集 商 工 組 光 課
印 刷 所 北 洋 印 刷 株 式 有 限 公 司

住民基本台帳人口
(昭和46年9月30日現在)
総人口 27,380人
男 13,278人 女 14,102人
世帯数 6,157

脱“米づくり”

東町でレンコン四百七十七アール栽培

もうかる農業に県単事業

めまぐるしく変わる経済情勢の中で、町の主要産業である農業の振興は町勢の伸張に大きく寄与するだけに、町は重点施策として取り組んでいます。

もうかる農業、安定した農業、これは、農家すべての念願であり目標です。

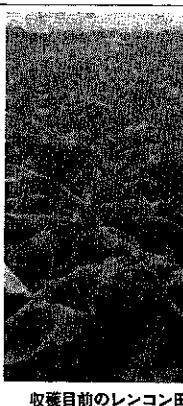
町農林課では、このしも各農協、農政普及所、受益農家の協力で、農業所得の拡大をめざし各種の国、県補助事業を申請、幸い、国農政局の理解で、申請とおりに定率、成果を取っています。

以下、その事業を本号と次号に分けて紹介いたします。

●稲作転換特別対策事業 高値をよぶ冬期出荷をはか、申請通達から始まる取組作業から行なわれた米生産者調整に伴う、稲作転換事業はつぎのとおりです。

▼生産近代化施設、流通加工施設

東町では、水田にレンコンを四百七十七アール栽培



収穫目前のレンコン田（6日東町で写す）

一ヘクタール以上の集団または共同で補助費を購入し、またの事業を補助対象とし、水田転換による主産地形成が期待されます。

レノコン種苗(事業主) 東町産稲生産組合。栽培面積四百七十七アール。事業費三百七十七万円(うち県補助金九十万六千円)。

●農業生産基盤整備事業 上木島耕地三百四十二アール。事業主 東町産稲生産組合。事業費三百七十七万円(うち県補助金九十万六千円)。

業費六十四万円(うち県補助金十九万二千円)

事業主、福木岡いちご生産組合。栽培面積五百三十一アール。事業費三百五十一万円(うち県補助金九十九万八千円)。

●畑転換造成 事業主、松野尾小集耕地組合(代表小出源太)。畑地(代表された水田九十六アール)を盛土し畑転換をはかり地域特産のスイカ栽培を行なう。事業費三百三十七万八千円(うち県補助金六十八万八千円)。

●農業生産基盤整備事業 上木島耕地三百四十二アール。事業主 東町産稲生産組合。事業費三百七十七万円(うち県補助金九十万六千円)。

天然ガス採取を禁止

大通川以東 釜淵地内

町では、九月定例議会で、地盤沈下のいちなりし地域の「自家用天然ガス採取規制」を決めた。

規制は、既設のガス採取者が更新される場合、地盤沈下のいちなりし地域の「自家用天然ガス採取規制」を決めた。

政の見通し

医療費と財政

医療費の支払いに年々悩まされていますが、四十五年度は伸び方がよくなってきています。

点訳者と盲人の懇談会開かれる

十月三日(日)午後二時、西川友の会(会長渡辺末吉)主催の「点訳者と盲人の懇談会」が開かれた。

協の行事計画

対話会など多彩

終岡地区公民館連合会(会長杉山泰三)では、昭和四十六年度行事を次のとおり行ないます。

今月の納税

町民税 3期
国民健康保険税 3期
納期限 10月31日

好評だった施設めぐり

町政に信頼深める

九月二十八日、町では本年一回目の目で見える町政施設めぐりを行ないました。

この施設めぐりの前評判は良く定員四十人を二十人程上回る六十人が応募、抽せんまで参加者を決める盛況ぶりでした。

施設めぐりのコースは、日常生活に密接な施設ばかりだけに参加者の顔ぶれは八割が主婦。

出発、商工観光課長の案内で、午前中は、妙有院、浄水場、ごみ処理場、給食センターそして、得業荘でゆ

つくり中食をとり、午後からし尿処理場、県青少年研修センター、消防署を回り、それぞれ施設の施設長、責任者からくわしい説明を聞き、参加者はいづれも初めに見る施設ばかりなので高い関心を示し、説明者に鋭い質問を浴びせていました。

特にごみ処理場では、説明者の山岸場長が「水分の多いごみはなかなか燃えずそのうえ煙をいためるので、家庭からごみを出さない、水分を切るなどのご協力をねがいます」と、説明

すると、参加者も卒直になつていました。

参加者のAさんは「巨額は一見しにくいです。このたびの施設めぐりによって、各施設に対する認識を新たに、町政に対する信頼感を深めたいへん良い勉強になった。」と施設めぐりの感想を述べられました。

第二回めの参加者募集

町では、本年度一回目の施設めぐりを十一月十二日に行ないます。詳しい内容は多岐にわたります。

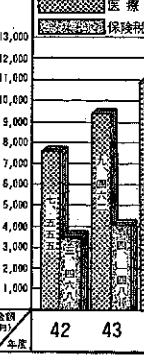
定員四十人(バス使用のため、定員以上は申し込みができません)と、説明

児童手当の認定請求

18日から役場で受付

現在で十歳未満の者、四十九年度から義務教育終了前の者、支給の対象となる第三子以降の年齢は三か年度で段

階的に拡大させることになつていきます。四十七年度までは、四十七年一月一日現在で五歳未満の者、四十八年度からは四十八年四月一日現在で五歳未満の者、毎年一月、六月、十月の三回に分けて支払われます。支給は役場から口座振替り善き方法で行ないますので、あらかじめ支払



今月の納税

町民税 3期
国民健康保険税 3期
納期限 10月31日

